

壱岐市農業委員会定例会（令和元年6月）

議 事 録

1. 開催日時 令和元年6月21日（金） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第32号 非農地証明願について
 - 議案第33号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第34号 令和元年度農用地利用集積計画の承認について（第2回）

7. その他

開 会 （ 午前 10:00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻になりましたので、只今より令和元年6月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番 …委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速、これより議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請に

ついて」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、5件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

20番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字釘ノ内	地目	田	面積	495㎡
同じく	地目	田	面積	473㎡
郷ノ浦町坪触 字野中	地目	畑	面積	1,271㎡
郷ノ浦町坪触 字小下シ	地目	田	面積	459㎡
郷ノ浦町坪触 字一反切	地目	田	面積	290㎡
同じく	地目	田	面積	649㎡

田が5筆で2,366㎡、畑が1筆で1,271㎡、計6筆で3,637㎡

譲渡人、.....

譲受人、.....

経営地は、田が6,846㎡、畑が6,043㎡、計の12,889㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、管理できないので、現に耕作している親戚である譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、稲刈り機、脱穀機、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人が40年、妹30年です。通作距離は、遠いもので1.2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、譲受人が現在、水稻・飼料を作付けてあり引き続き水稻・飼料を作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。一部武生水地区の分もありますが、6月17日に筆数、面積が多い初山地区担当の・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。今、事務局から説明がありました通りであります。6月17日の日に事務局、本人さん立ち会いの下、現地確認を行いました。・・・さんは繁殖牛を20頭程飼っておられます。今、現在、・・・さんの土地を既に耕作されており売買によって周辺環境への影響とかは全然ないものと思われまます。従いまして何ら問題はないと思っておりますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号20番は決定いたします。

続きまして、21番の説明を求めます。

事務局 はい、21番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字水谷 ・・・・ 地目 田 面積 1,781㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 100㎡

計 田が2筆で1,881㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が3,501㎡、畑が2,269㎡、計の5,770㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住で管理できない為、現に耕作している譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラックを所有してあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が40年です。

通作距離は500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、譲受人が現在、水稻を作付けてあり引き続
き水稻を作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されま
す。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。

6月17日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、お早うございます。志原地区担当の・・・です。只今、事務局から説明
がありました様に6月17日に譲受人の・・・さん立ち会いの下、現地確認を行
いました。譲渡人の・・・さんはご両親を亡くされて女性ばかりの3人兄弟でい
らっしゃって、どなたも島外に嫁いでいらしゃいます。今まで、譲受人の・・・
さんが農地を借りてお米を作られておりましたが、今回、譲渡人の要望もあり
まして農地を購入されて、これまで同様お米を作られるという事であります。
皆さん方のご審議程、宜しくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんで
しょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3
0号21番は決定いたします。

続きまして、22番の説明を求めます。

事務局 はい、22番 土地の所在

芦辺町諸吉東触 字原田 ・・・・ 地目 田 面積 806㎡

芦辺町諸吉本村触字清水 ・・・・ 地目 畑 面積 1,433㎡

計、2筆で2,239㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が10,403㎡、畑が599㎡、計の11,002㎡です。

申請理由

譲渡人 壱岐に帰る予定がないので甥へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付け

です。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人が25年、父母共に50年です。通作距離は、遠いもので6 km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月17日に・・・委員さんと譲受人のご両親立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。今、事務局から説明のあった通り6月17日にご両親立ち会いの下、確認いたしました。譲渡人の・・・さんと譲受人の・・・さんとはご親戚の関係でありまして、・・・さんの所有農地は、今回申請のこの2筆だけであります。壱岐に帰られる予定がないという事で甥の・・・さんへ贈与され、譲受人の・・・さんは飼料等を作付けるという事でありました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号22番は決定いたします。

続きまして、23番の説明を求めます。

事務局 はい、23番 土地の所在

芦辺町住吉東触 字二反田・・・・ 地目 田 面積 673㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が10,403㎡、畑が599㎡、計の11,002㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、耕作できないので、譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人が25年、父母共に50年です。通作距離は、200

m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける予定であり、周辺農地への
影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。

6月17日に・・・委員さんと譲受人のお父さん立会いの下、現地確認を行っ
ております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・ですが、報告の通りでありまして、別に問題ないと思いま
す。よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんで
しょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3
0号23番は決定いたします。

続きまして、24番の説明を求めます。

事務局 はい、24番 土地の所在

芦辺町国分当田触 字藤田・・・・ 地目 田 面積 2,764㎡

譲渡人、・・・・

譲受人、・・・・

経営地は、田が12,095㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住で管理できない為、現に耕作している譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事する。とい
うことです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。
農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。
農作業暦は本人が50年、妻45年、子24年です。通作距離は、200m程
です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月17日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 報告の通りでありまして、今も作付けをしておられますので、別に問題はないと思います。一つよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号24番は決定いたします。

続きまして、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

8番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字後川 …… 地目 畑 面積 413㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、……………

譲受人、……………

申請理由 現在、借家に住んでいる為、申請地に新たに居宅を建築したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。6月18日に・・・委員さんと譲受人の旦那さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。・・・地区担当の・・・です。事務局の説明の通り6月18日の夕方に申請人の旦那さんと事務局立ち会いの下、現地確認を行いました。譲受人の・・・さんは現在、借家に住まれているという事で昨年、家族も増えまして手狭になったという事で申請地に居宅を建築したいとの事でございます。

周辺は住宅に囲まれて道路脇でもありまして、近くには農地もございませんので、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31号8番は意見を付して進達いたします。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局

9番 土地の所在

勝本町東触 字志野原 地目 畑 面積 666㎡

一般住宅の上限500㎡を超えておりますが、法面が172㎡ありますので、有効面積は494㎡になります。

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 現在、借家に住んでいる為、申請地に新たに居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は県の同意を得て平成31年4月25日に完了を致しております。

農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。農用地区域除外の折（2月19日）に. . . 委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

. . . 委員

議長。

議長

はい、. . . 番 . . . 委員。

. . . 委員

皆さん、お早うございます。担当の. . . です。譲渡人の.さんの娘婿であります.さんへ贈与という形であります。現在、借家に住んでおりまして手狭になった為に新築をしたいという事であります。丁度.さんの家の前の圃場です。その一部を譲り受けるという形となっております。周りは赤道や道路に囲まれておりますので周辺農地への影響というのは、ないかと思っておりますので、皆さんよろしく審議をお願い致します。以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31号9番は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第32号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、11頁をお願い致します。議案第32号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

5番 土地の所在

芦辺町深江本村触 字稗田 台帳地目 畑 現況地目 宅地
面積 657㎡

転用目的 宅地

申請人、.

申請理由 申請地は、平成8年頃から有限会社市山瓦商の資材置き場として賃貸し、平成10年頃には資材用倉庫を建築され、現在も使用している。というものです。位置図、写真は12頁から13頁です。6月17日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。6月17日に現地確認を行いました。

申請地は猿川酒造の南側の150m程に位置しております。内容につきましては、事務局の説明の通りであります。周辺は宅地と道路でありまして20年以上利用されておりますが、今まで何ら問題はなかったという事です。

皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号5番は決定いたします。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局 はい、6番 土地の所在

芦辺町中野郷本村触 字原 台帳地目 畑 現況地目 原野及び
雑種地 面積 1,245㎡

同じく 台帳地目 畑 現況地目 宅地及び
原野 面積 613㎡ 計 畑が2筆で1,858㎡

転用目的 宅地及び雑種地

申請人、.

申請理由 申請地は、平成13年7月に植林目的で転用許可を受けていたが、一部を平成13年11月頃に子供である・・の住宅用地として利用し、残りに植林を行ったが、現在は宅地及び雑種地、原野として利用している。というものであります。位置図、写真は14頁から15頁です。6月18日に・・委員さんと・・司法書士立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 今、事務局が申しました通り・・・さんが申請人の代理という事で立ち会いを行いました。今、・・・さんも施設の方に居られて空き家状態でして、・・・さんは県外におられ・・・さんの娘である方がこの辺は全部管理されております。以上でございます。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号5番は決定いたします。

続きまして、議案第33号「沓岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、16頁をお願いします。

議案第33号「沓岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番 土地の所在、

郷ノ浦町有安触 字羽五六・・・・・・ 地目 田 面積 2,982㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 57㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 357㎡

計 田が3筆で3,396㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築し、残りを飼料置場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。6月17日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。只今、説明のあった通りでございます。現在、株式会社・・・・は35頭程度の牛舎を持っておって飼育をしておる訳でございます。今度ここに45頭規模のドーム牛舎を建てるという計画でございます。株式会社として2人で運営されておるようでございまして、資金面については、どうこう言う立場ではございませんけれども問題はないように考えております。どうぞ、皆さんのご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号の4番は意見を付して回答いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局

はい、5番 土地の所在、
石田町池田西触 字上池田・・・・・・の一部 地目 畑
面積 1634㎡のうち275㎡
変更の内容、農業用施設用地
申請人、・・・・・・

申請理由、既存の飼料置き場が狭くなった為、牛舎に近い申請地を飼料置場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は20頁から22頁です。6月17日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

地区担当の・・です。17日に現地を確認しました。

事務局からの説明の通りでございますので、よろしく申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号の5番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第34号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について（第2回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、23頁をお願いします。議案第34号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度2回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は38件、借手が29人、貸手が37人です。田が62筆で66,789㎡、畑が29筆で42,250㎡、合計91筆の109,039㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、24頁～26頁に掲載しております。よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第34号も決定いたします。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。